

令和 3 年 1 2 月 亀山市議会定例会 提出議案 条 例 新 旧 対 照 表

	頁
議案第 8 4 号 亀山市文化芸術基本条例	1
議案第 8 5 号 亀山市行政組織条例の一部を改正する条例	2
議案第 8 6 号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例	1 5
議案第 8 7 号 亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て 支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 6
議案第 8 8 号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例	5 2
議案第 8 9 号 亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	5 5
議案第 9 0 号 亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例	5 6
議案第 9 1 号 亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	5 9

亀山市文化芸術基本条例新旧対照表（附則第２項関係）
（亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表（第２条、第３条関係）			別表（第２条、第３条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	旅費条例別表の消費長の項に規定する旅費に相当する額	(略)	(略)	旅費条例別表の消費長の項に規定する旅費に相当する額
亀山市コンプライアンス委員会委員	日額 ７，１００円		亀山市コンプライアンス委員会委員	日額 ７，１００円	
亀山市文化芸術推進審議会委員	日額 ７，１００円				
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>(設置)</u> 第1条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び部に属さない課を置く。</u> <u>政策部</u> <u>(1) 秘書に関する事項</u> <u>(2) 広報及び広聴に関する事項</u> <u>(3) 市政の総合企画及び調整並びに政策評価に関する事項</u> <u>(4) 情報政策に関する事項</u> <u>(5) 行政改革に関する事項</u> <u>(6) 地域公共交通に関する事項</u> <u>総務財政部</u> <u>(1) 議会に関する事項</u> <u>(2) 文書及び法規に関する事項</u> <u>(3) 統計に関する事項</u> <u>(4) 市の組織及び職員に関する事項</u> <u>(5) 予算に関する事項</u> <u>(6) 財産管理に関する事項</u>	<u>(設置)</u> 第1条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び部に属さない課を置く。</u> <u>総合政策部</u> <u>(1) 秘書に関する事項</u> <u>(2) 広報及び広聴に関する事項</u> <u>(3) 市政の総合企画及び調整並びに政策評価に関する事項</u> <u>(4) 議会に関する事項</u> <u>(5) 文書及び法規に関する事項</u> <u>(6) 統計に関する事項</u> <u>(7) 情報政策に関する事項</u> <u>(8) 市の組織及び職員に関する事項</u> <u>(9) 行政改革に関する事項</u> <u>(10) 予算に関する事項</u> <u>(11) 財産管理に関する事項</u> <u>(12) 入札及び契約に関する事項</u> <u>(13) 工事設計の審査に関する事項</u>

(7) 入札及び契約に関する事項

(8) 工事設計の審査に関する事項

(9) 工事の検査に関する事項

(10) 税の賦課及び徴収に関する事項

市民文化部

(1) 市民相談、自治振興及び地域づくり支援に関する事項

(2) 市民参画及び男女共同参画に関する事項

(3) 国際化に関する事項

(4) 医療給付に関する事項

(5) 国民健康保険及び国民年金に関する事項

(6) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

(7) 支所及び出張所の窓口業務に関する事項

(8) 支所及び出張所の所管区域内の事業に係る関係部との連携に関する事項

(9) 文化芸術の振興に関する事項

(10) 人権に関する事項

健康福祉部

(1) 地域福祉に関する事項

(2) 生活保護に関する事項

(3) 障がい者福祉に関する事項

(14) 工事の検査に関する事項

(15) 税の賦課及び徴収に関する事項

生活文化部

(1) 市民相談、自治振興及び地域づくり支援に関する事項

(2) 市民参画及び男女共同参画に関する事項

(3) 国際化に関する事項

(4) 医療給付に関する事項

(5) 国民健康保険及び国民年金に関する事項

(6) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

(7) 環境の保全及び創造に関する事項

(8) 廃棄物対策に関する事項

(9) 支所及び出張所の窓口業務に関する事項

(10) 支所及び出張所の所管区域内の事業に係る関係部との連携に関する事項

(11) 観光に関する事項

(12) 文化芸術の振興に関する事項

(13) 人権に関する事項

(14) スポーツの推進に関する事項

健康福祉部

(1) 地域福祉に関する事項

- (4) 保健予防及び健康づくりの推進に関する事項
- (5) 高齢者福祉に関する事項
- (6) 地域医療に関する事項
- (7) 児童福祉に関する事項
- (8) 就学前の子どもに対する教育及び保育に関する事項
- (9) 子育て支援に関する事項
- (10) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事項
- (11) スポーツの推進に関する事項

産業環境部

- (1) 農業に関する事項
- (2) 林業に関する事項
- (3) 商工業に関する事項
- (4) 観光に関する事項
- (5) 環境の保全及び創造に関する事項
- (6) 廃棄物対策に関する事項

建設部

- (1) 道路、河川及び橋りょうに関する事項
- (2) 公園及び緑地に関する事項
- (3) 都市計画に関する事項
- (4) 建築に関する事項

- (2) 生活保護に関する事項
- (3) 障がい者福祉に関する事項
- (4) 保健予防及び健康づくりの推進に関する事項
- (5) 高齢者福祉に関する事項
- (6) 地域医療に関する事項
- (7) 児童福祉に関する事項
- (8) 就学前の子どもに対する教育及び保育に関する事項
- (9) 子育て支援に関する事項
- (10) 母子福祉に関する事項

産業建設部

- (1) 農業に関する事項
- (2) 林業に関する事項
- (3) 商工業に関する事項
- (4) 地域交通に関する事項
- (5) 道路、河川及び橋りょうに関する事項
- (6) 公園及び緑地に関する事項
- (7) 都市計画に関する事項
- (8) 建築に関する事項
- (9) 開発指導に関する事項
- (10) 住宅に関する事項

(5) 開発指導に関する事項

(6) 住宅に関する事項

上下水道部

(1) 下水道に関する事項

防災安全課

(1) 危機管理に関する事項

上下水道部

(1) 下水道に関する事項

防災安全課

(1) 危機管理に関する事項

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第 2 項関係）
（亀山市行政改革推進委員会条例の一部改正）

改正後	改正前
（庶務） 第 7 条 委員会の庶務は、<u>政策部</u> において処理する。	（庶務） 第 7 条 委員会の庶務は、<u>総合政策部</u>において処理する。

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第 3 項関係）
（亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

改正後	改正前
（庶務） 第 7 条 審議会の庶務は、<u>総務財政部</u>において処理する。	（庶務） 第 7 条 審議会の庶務は、<u>総合政策部</u>において処理する。

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第 4 項関係）
（亀山市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

改正後	改正前
（庶務） 第 7 条 審議会の庶務は、<u>健康福祉部</u>において処理する。	（庶務） 第 7 条 審議会の庶務は、<u>生活文化部</u>において処理する。

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第 5 項関係）
（亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正）

改正後	改正前
（縦覧の場所及び期間） 第 4 条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。 （ 1 ） 亀山市<u>産業環境部</u> （ 2 ） 及び（ 3 ）（略） 2 （略） （意見書の提出先及び提出期限） 第 6 条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。 （ 1 ） 亀山市<u>産業環境部</u> （ 2 ）（略） 2 （略）	（縦覧の場所及び期間） 第 4 条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。 （ 1 ） 亀山市<u>生活文化部</u> （ 2 ） 及び（ 3 ）（略） 2 （略） （意見書の提出先及び提出期限） 第 6 条 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。 （ 1 ） 亀山市<u>生活文化部</u> （ 2 ）（略） 2 （略）

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第 6 項関係）
 （亀山市環境基本条例の一部改正）

改正後	改正前
（庶務） 第 2 6 条 審議会の庶務は、 <u>産業環境部</u> において処理する。	（庶務） 第 2 6 条 審議会の庶務は、 <u>生活文化部</u> において処理する。

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第 7 項関係）
（亀山市住居表示審議会条例の一部改正）

改正後	改正前
（庶務） 第 7 条 審議会の庶務は、<u>市民文化部</u>において処理する。	（庶務） 第 7 条 審議会の庶務は、<u>生活文化部</u>において処理する。

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第 8 項関係）
 （亀山市都市計画審議会条例の一部改正）

改正後	改正前
（庶務） 第 7 条 審議会の庶務は、建設部 _____ において処理する。	（庶務） 第 7 条 審議会の庶務は、産業建設部において処理する。

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第 9 項関係）
 （亀山市行政不服審査会条例の一部改正）

改正後	改正前
（庶務） 第 6 条 審査会の庶務は、 <u>総務財政部</u> において処理する。	（庶務） 第 6 条 審査会の庶務は、 <u>総合政策部</u> において処理する。

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則第 10 項関係）
 （亀山市いじめ再調査委員会条例の一部改正）

改正後	改正前
（庶務） 第 8 条 再調査委員会の庶務は、 <u>市民文化部</u> において処理する。	（庶務） 第 8 条 再調査委員会の庶務は、 <u>生活文化部</u> において処理する。

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第4（第2条関係）			別表第4（第2条関係）		
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料			1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項、 <u>第2項及び第5項</u> の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	2の表に定める金額。 ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。	1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項 <u>及び第2項</u> の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	2の表に定める金額。 ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。
2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第3項 <u>又は第4項</u> の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料	3の表に定める金額。 ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。	2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第3項_____の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料	3の表に定める金額。 ただし、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。

3 (略)		
4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更（ <u>譲受人決定時等</u> ）認定申請手数料	4の3の表に定める金額
5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく同法第6条第1項の認定を受けた者が有していた当該認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査	認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料	5の表に定める金額

3 (略)		
4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合 _____ _____における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更（ <u>譲受人決定時</u> ）認定申請手数料	4の3の表に定める金額
5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく計画の認定を_____ _____を受けた者が有していた計画の認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認の申請に対する審査	認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料	5の表に定める金額

2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書又は同条第4項に規定する住宅性能	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	その他の場合

2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額				
	新築基準			増改築基準	
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受	その他の場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長	その他の場合

		評価書の交付を受けたものである場合			
一戸建ての住宅		13,500円	50,900円	20,300円	76,400円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	4,900円	24,000円	7,400円	36,000円
住宅以外の住宅	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	4,100円	19,200円	6,100円	28,800円
	総戸数が1	2,700円	15,100円	4,100円	22,700円

		<u>及の促進 に関する 法律第6 条第1項 第1号か ら第4号 までに掲 げる基準 に適合し ていると 認められ たもので ある場合</u>	<u>けたもの である場 合</u>		<u>第1項第 1号から 第4号ま でに掲げ る基準に 適合して いると認 められた ものである 場合</u>	
一戸建ての住宅		<u>6, 7 0 0</u>	<u>17, 2 0 0</u>	<u>50, 6 0 0</u>	<u>10, 1 0 0</u>	<u>75, 9 0 0</u>
		円	円	円	円	円
一戸 建て の住	総戸数が5 戸以下のもの	<u>2, 7 0 0</u>	<u>12, 7 0 0</u>	<u>23, 8 0 0</u>	<u>4, 0 0 0</u>	<u>35, 7 0 0</u>
		円	円	円	円	円
住宅 以外の 住宅	総戸数が5 戸を超え1 0戸以下の もの	<u>2, 4 0 0</u>	<u>10, 2 0 0</u>	<u>19, 0 0 0</u>	<u>3, 6 0 0</u>	<u>28, 6 0 0</u>
		円	円	円	円	円
	総戸数が1	<u>1, 3 0 0</u>	<u>7, 7 0 0</u>	<u>15, 0 0 0</u>	<u>2, 0 0 0</u>	<u>22, 6 0 0</u>

0戸を超え 25戸以下 のもの	円	円	円	円
総戸数が2 5戸を超え 50戸以下 のもの	2,200 円	13,600 円	3,300 円	20,400 円
総戸数が5 0戸を超え 100戸以 下のもの	1,600 円	11,600 円	2,500 円	17,500 円
総戸数が1 00戸を超 え200戸 以下のもの	1,400 円	10,800 円	2,100 円	16,200 円
総戸数が2 00戸を超 え300戸 以下のもの	1,200 円	10,300 円	1,800 円	15,400 円
総戸数が3 00戸を超 えるもの	1,000 円	9,400 円	1,500 円	14,200 円

3 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料

0戸を超え 25戸以下 のもの	円	円	円	円	円
総戸数が2 5戸を超え 50戸以下 のもの	1,200 円	6,600 円	13,500 円	1,900 円	20,200 円
総戸数が5 0戸を超え 100戸以 下のもの	1,100 円	5,000 円	11,600 円	1,600 円	17,400 円
総戸数が1 00戸を超 え200戸 以下のもの	900円	4,600 円	10,700 円	1,300 円	16,100 円
総戸数が2 00戸を超 え300戸 以下のもの	700円	4,200 円	10,200 円	1,100 円	15,300 円
総戸数が3 00戸を超 えるもの	600円	3,800 円	9,400 円	900円	14,100 円

3 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料

一戸建ての住宅		10,500	47,900	15,800	71,900
		円	円	円	円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	3,900	23,000	5,900	34,500
		円	円	円	円
宅以外の住宅	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	3,300	18,400	5,000	27,600
		円	円	円	円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	2,100	14,500	3,200	21,800
		円	円	円	円

		1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	である場合		1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	
一戸建ての住宅		6,700	10,500	43,800	10,100	65,800
		円	円	円	円	円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700	10,500	21,600	4,000	32,400
		円	円	円	円	円
宅以外の住宅	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400	8,500	17,400	3,600	26,100
		円	円	円	円	円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300	6,300	13,700	2,000	20,600
		円	円	円	円	円

総戸数が2 5戸を超え 50戸以下 のもの	1, 800 円	13, 200 円	2, 700円	19, 800 円
総戸数が5 0戸を超え 100戸以 下のもの	1, 400 円	11, 400 円	2, 100円	17, 100 円
総戸数が1 00戸を超 え200戸 以下のもの	1, 200 円	10, 500 円	1, 800円	15, 800 円
総戸数が2 00戸を超 え300戸 以下のもの	1, 000 円	10, 100 円	1, 500 円	15, 100 円
総戸数が3 00戸を超 えるもの	800円	9, 200 円	1, 200 円	13, 900 円

4の1 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する
長期使用構造等の変更を含む場合（同法第5条第3項又は第4項の

総戸数が2 5戸を超え 50戸以下 のもの	1, 200 円	5, 700 円	12, 600 円	1, 900 円	18, 900 円
総戸数が5 0戸を超え 100戸以 下のもの	1, 100 円	4, 500 円	11, 000 円	1, 600 円	16, 500 円
総戸数が1 00戸を超 え200戸 以下のもの	900円	4, 100 円	10, 200 円	1, 300 円	15, 300 円
総戸数が2 00戸を超 え300戸 以下のもの	700円	3, 700 円	9, 700 円	1, 100 円	14, 600 円
総戸数が3 00戸を超 えるもの	600円	3, 300 円	8, 900 円	900円	13, 400 円

4の1 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。)

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書又は同条第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	その他の場合

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能	その他の場合

		<u>けたもので ある場合</u>			
一戸建ての住宅		<u>7, 3 0 0</u> 円	<u>26, 0 0 0</u> 円	<u>10, 7 0 0</u> 円	<u>38, 7 0 0</u> 円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	<u>2, 5 0 0</u> 円	<u>12, 1 0 0</u> 円	<u>3, 8 0 0</u> 円	<u>18, 1 0 0</u> 円
宅以外の住宅	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	<u>2, 1 0 0</u> 円	<u>9, 6 0 0</u> 円	<u>3, 1 0 0</u> 円	<u>14, 4 0 0</u> 円
	総戸数が10戸を超え25戸以下	<u>1, 3 0 0</u> 円	<u>7, 6 0 0</u> 円	<u>2, 0 0 0</u> 円	<u>11, 4 0 0</u> 円

		<u>律第6条 第1項第 1号から 第4号ま でに掲げ る基準に 適合して いると認 められた ものであ る場合</u>	<u>交付を受 けたもの である場 合</u>		<u>律第6条 第1項第 1号から 第4号ま でに掲げ る基準に 適合して いると認 められた ものであ る場合</u>	
一戸建ての住宅		<u>6, 7 0 0</u> 円	<u>12, 0 0 0</u> 円	<u>28, 6 0 0</u> 円	<u>10, 1 0 0</u> 円	<u>43, 0 0 0</u> 円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	<u>2, 7 0 0</u> 円	<u>7, 7 0 0</u> 円	<u>13, 2 0 0</u> 円	<u>4, 0 0 0</u> 円	<u>19, 9 0 0</u> 円
宅以外の住宅	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	<u>2, 4 0 0</u> 円	<u>6, 3 0 0</u> 円	<u>10, 7 0 0</u> 円	<u>3, 6 0 0</u> 円	<u>16, 1 0 0</u> 円
	総戸数が10戸を超え25戸以下	<u>1, 3 0 0</u> 円	<u>4, 5 0 0</u> 円	<u>8, 2 0 0</u> 円	<u>2, 0 0 0</u> 円	<u>12, 3 0 0</u> 円

<u>のもの</u>				
総戸数が2	<u>1, 100</u>	<u>6, 800</u>	<u>1, 600</u>	<u>10, 200</u>
5戸を超え	円	円	円	円
50戸以下				
<u>のもの</u>				
総戸数が5	<u>800円</u>	<u>5, 800</u>	<u>1, 200</u>	<u>8, 700</u>
0戸を超え		円	円	円
100戸以				
下のもの				
総戸数が1	<u>700円</u>	<u>5, 400</u>	<u>1, 000</u>	<u>8, 100</u>
00戸を超		円	円	円
え200戸				
以下のもの				
総戸数が2	<u>600円</u>	<u>5, 100</u>	<u>900円</u>	<u>7, 700</u>
00戸を超		円		円
え300戸				
以下のもの				
総戸数が3	<u>500円</u>	<u>4, 700</u>	<u>700円</u>	<u>7, 100</u>
00戸を超		円		円
えるもの				

<u>のもの</u>					
総戸数が2	<u>1, 200</u>	<u>3, 900</u>	<u>7, 400</u>	<u>1, 900</u>	<u>11, 100</u>
5戸を超え	円	円	円	円	円
50戸以下					
<u>のもの</u>					
総戸数が5	<u>1, 100</u>	<u>3, 000</u>	<u>6, 300</u>	<u>1, 600</u>	<u>9, 500</u>
0戸を超え	円	円	円	円	円
100戸以					
下のもの					
総戸数が1	<u>900円</u>	<u>2, 700</u>	<u>5, 800</u>	<u>1, 300</u>	<u>8, 700</u>
00戸を超		円	円	円	円
え200戸					
以下のもの					
総戸数が2	<u>700円</u>	<u>2, 400</u>	<u>5, 400</u>	<u>1, 100</u>	<u>8, 200</u>
00戸を超		円	円	円	円
え300戸					
以下のもの					
総戸数が3	<u>600円</u>	<u>2, 200</u>	<u>5, 000</u>	<u>900円</u>	<u>7, 500</u>
00戸を超		円	円		円
えるもの					

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する
 長期使用構造等以外の変更に係る場合（同法第5条第3項又は第4
 項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3

項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。)

区分		1戸当たりの手数料の金額	
		新築基準	増改築基準
一戸建ての住宅		7,300円	10,700円
一戸建ての住宅以外	総戸数が5戸以下のもの	2,500円	3,800円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,100円	3,100円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	2,000円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,100円	1,600円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	800円	1,200円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	700円	1,000円

<u>もの</u>		
<u>総戸数が20</u>	<u>600円</u>	<u>900円</u>
<u>0戸を超え3</u>		
<u>00戸以下の</u>		
<u>もの</u>		
<u>総戸数が30</u>	<u>500円</u>	<u>700円</u>
<u>0戸を超える</u>		
<u>もの</u>		

4の2 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定申請
手数料

（1）長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する
長期使用構造等の変更を含む場合（同法第5条第3項又は第4項の
規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の
規定に基づく認定を受けていないものに限る。）

<u>区分</u>	<u>1戸当たりの手数料の金額</u>			
	<u>新築基準</u>		<u>増改築基準</u>	
	<u>長期優良住</u>	<u>その他の場</u>	<u>長期優良住</u>	<u>その他の場</u>
	<u>宅の普及の</u>	<u>合</u>	<u>宅の普及の</u>	<u>合</u>
	<u>促進に関す</u>		<u>促進に関す</u>	
	<u>る法律第6</u>		<u>る法律第6</u>	
	<u>条第1項第</u>		<u>条第1項第</u>	
	<u>1号に掲げ</u>		<u>1号に掲げ</u>	

4の2 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定申請
手数料

<u>区分</u>	<u>1戸当たりの手数料の金額</u>				
	<u>新築基準</u>			<u>増改築基準</u>	
	<u>申請に係</u>	<u>長期優良</u>	<u>その他の</u>	<u>申請に係</u>	<u>その他の</u>
	<u>る長期優</u>	<u>住宅の普</u>	<u>場合</u>	<u>る長期優</u>	<u>場合</u>
	<u>良住宅建</u>	<u>及の促進</u>		<u>良住宅建</u>	
	<u>築等計画</u>	<u>に関する</u>		<u>築等計画</u>	
	<u>が、住宅</u>	<u>法律第6</u>		<u>が、住宅</u>	
	<u>の品質確</u>	<u>条第1項</u>		<u>の品質確</u>	

		る基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書又は同条第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合				保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していると認められ	第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合		保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していると認められ	
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

一戸建ての住宅		<u>5, 8 0 0</u>	<u>24, 4 0 0</u>	<u>8, 4 0 0</u>	<u>36, 4 0 0</u>
		円	円	円	円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	<u>2, 0 0 0</u>	<u>11, 6 0 0</u>	<u>3, 0 0 0</u>	<u>17, 3 0 0</u>
		円	円	円	円
宅以外の住宅	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	<u>1, 7 0 0</u>	<u>9, 2 0 0</u>	<u>2, 5 0 0</u>	<u>13, 8 0 0</u>
		円	円	円	円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	<u>1, 0 0 0</u>	<u>7, 3 0 0</u>	<u>1, 6 0 0</u>	<u>10, 9 0 0</u>
		円	円	円	円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	<u>9 0 0</u> 円	<u>6, 6 0 0</u>	<u>1, 3 0 0</u>	<u>9, 9 0 0</u>
			円	円	円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	<u>7 0 0</u> 円	<u>5, 7 0 0</u>	<u>1, 0 0 0</u>	<u>8, 5 0 0</u>
			円	円	円

		<u>たもので ある場合</u>		<u>たもので ある場合</u>	
一戸建ての住宅		<u>6, 7 0 0</u>	<u>8, 6 0 0</u>	<u>25, 3 0 0</u>	<u>10, 1 0 0</u>
		円	円	円	円
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	<u>2, 7 0 0</u>	<u>6, 6 0 0</u>	<u>12, 1 0 0</u>	<u>4, 0 0 0</u>
		円	円	円	円
宅以外の住宅	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	<u>2, 4 0 0</u>	<u>5, 4 0 0</u>	<u>9, 9 0 0</u>	<u>3, 6 0 0</u>
		円	円	円	円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	<u>1, 3 0 0</u>	<u>3, 8 0 0</u>	<u>7, 5 0 0</u>	<u>2, 0 0 0</u>
		円	円	円	円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	<u>1, 2 0 0</u>	<u>3, 4 0 0</u>	<u>6, 9 0 0</u>	<u>1, 9 0 0</u>
		円	円	円	円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	<u>1, 1 0 0</u>	<u>2, 8 0 0</u>	<u>6, 0 0 0</u>	<u>1, 6 0 0</u>
		円	円	円	円

総戸数が1 00戸を超 え200戸 以下のもの	<u>600円</u>	<u>5,200</u> 円	<u>900円</u>	<u>7,900</u> 円
総戸数が2 00戸を超 え300戸 以下のもの	<u>500円</u>	<u>5,000</u> 円	<u>700円</u>	<u>7,500</u> 円
総戸数が3 00戸を超 えるもの	<u>400円</u>	<u>4,600</u> 円	<u>600円</u>	<u>6,900</u> 円

総戸数が1 00戸を超 え200戸 以下のもの	<u>900円</u>	<u>2,500</u> 円	<u>5,500</u> 円	<u>1,300</u> 円	<u>8,300</u> 円
総戸数が2 00戸を超 え300戸 以下のもの	<u>700円</u>	<u>2,200</u> 円	<u>5,200</u> 円	<u>1,100</u> 円	<u>7,900</u> 円
総戸数が3 00戸を超 えるもの	<u>600円</u>	<u>1,900</u> 円	<u>4,700</u> 円	<u>900円</u>	<u>7,100</u> 円

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する
長期使用構造等以外の変更に係る場合（同法第5条第3項又は第4
項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3
項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）

区分		1戸当たりの手数料の金額	
		新築基準	増改築基準
一戸建ての住宅		<u>5,800円</u>	<u>8,400円</u>
一戸建ての住 宅以外の住宅	総戸数が5戸 以下のもの	<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>
	総戸数が5戸 を超え10戸	<u>1,700円</u>	<u>2,500円</u>

以下のもの		
総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,000円	1,600円
総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	900円	1,300円
総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	700円	1,000円
総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	600円	900円
総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	500円	700円
総戸数が300戸を超えるもの	400円	600円

4の3 長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時等）認定申請手数料

4の3 長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時）認定申請手数料

料

区分	1戸当たりの手数料の金額	
	新築基準	増改築基準

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
	申請に係る	その他の場	申請に係る	その他の場
	長期優良住	合	長期優良住	合
	宅建築等計		宅建築等計	
	画が、住宅		画が、住宅	
	の品質確保		の品質確保	
	の促進等に		の促進等に	
	関する法律		関する法律	
	第5条第1		第5条第1	
	項に規定す		項に規定す	
	る登録住宅		る登録住宅	
	性能評価機		性能評価機	
	関により長		関により長	
	期優良住宅		期優良住宅	
	の普及の促		の普及の促	
	進に関する		進に関する	
	法律第8条		法律第8条	
	第2項の規		第2項の規	
	定により準		定により準	
	用する同法		用する同法	
	第6条第1		第6条第1	

一戸建ての住宅		<u>6,000円</u>	<u>8,000円</u>
一戸建ての住宅	総戸数が5戸以下のもの	<u>2,000円</u>	<u>2,600円</u>
宅以外の住宅	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	<u>1,000円</u>	<u>1,400円</u>
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	<u>800円</u>	<u>1,000円</u>

		<u>項第4号に 掲げる基準 に適合して いると認め られたもの である場合</u>		<u>項第4号に 掲げる基準 に適合して いると認め られたもの である場合</u>	
一戸建ての住宅		<u>6, 7 0 0</u>	<u>1 3, 5 0 0</u>	<u>1 0, 1 0 0</u>	<u>2 0, 2 0 0</u>
		円	円	円	円
一戸 建て の住 宅	総戸数が5 戸以下の もの	<u>2, 7 0 0</u>	<u>4, 9 0 0</u>	<u>4, 0 0 0</u>	<u>7, 4 0 0</u>
		円	円	円	円
宅以 外の 住宅	総戸数が5 戸を超え1 0戸以下の もの	<u>2, 4 0 0</u>	<u>4, 0 0 0</u>	<u>3, 6 0 0</u>	<u>6, 1 0 0</u>
		円	円	円	円
	総戸数が1 0戸を超え 2 5戸以下 のもの	<u>1, 3 0 0</u>	<u>2, 7 0 0</u>	<u>2, 0 0 0</u>	<u>4, 0 0 0</u>
		円	円	円	円
	総戸数が2 5戸を超え 5 0戸以下 のもの	<u>1, 2 0 0</u>	<u>2, 1 0 0</u>	<u>1, 9 0 0</u>	<u>3, 2 0 0</u>
		円	円	円	円

総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	<u>500円</u>	<u>700円</u>
総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	<u>500円</u>	<u>600円</u>
総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	<u>400円</u>	<u>500円</u>
総戸数が300戸を超えるもの	<u>300円</u>	<u>400円</u>

5 認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料

区分		1戸当たりの手数料 の金額
一戸建ての住宅		<u>3,000円</u>
一戸建ての住	総戸数が5戸以下のもの	<u>1,000円</u>
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	<u>800円</u>
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	<u>400円</u>

総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	<u>1,100円</u>	<u>1,600円</u>	<u>1,600円</u>	<u>2,500円</u>
総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	<u>900円</u>	<u>1,400円</u>	<u>1,300円</u>	<u>2,100円</u>
総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	<u>700円</u>	<u>1,200円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,800円</u>
総戸数が300戸を超えるもの	<u>600円</u>	<u>1,000円</u>	<u>900円</u>	<u>1,500円</u>

5 認定長期優良住宅地位承継承認申請手数料

区分		1戸当たりの手数料 の金額
一戸建ての住宅		<u>6,700円</u>
一戸建ての住	総戸数が5戸以下のもの	<u>2,700円</u>
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	<u>2,400円</u>
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	<u>1,300円</u>

宅以外の住宅	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	<u>400円</u>	宅以外の住宅	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	<u>1,200円</u>
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	<u>300円</u>		総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	<u>1,100円</u>
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	<u>200円</u>		総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	<u>900円</u>
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	<u>200円</u>		総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	<u>700円</u>
	総戸数が300戸を超えるもの	<u>100円</u>		総戸数が300戸を超えるもの	<u>600円</u>

亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</u> 目次 <u>第1章 総則（第1条―第3条）</u> <u>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</u> <u>第1節 利用定員に関する基準（第4条）</u> <u>第2節 運営に関する基準（第5条―第34条）</u> <u>第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</u> <u>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u> <u>第1節 利用定員に関する基準（第37条）</u> <u>第2節 運営に関する基準（第38条―第50条）</u> <u>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</u> <u>第4章 雑則（第53条）</u> <u>附則</u> 第1章 総則	<u>亀山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例</u> 目次 <u>第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u> <u>第1節 総則（第1条―第3条）</u> <u>第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準</u> <u>第1款 利用定員に関する基準（第4条）</u> <u>第2款 運営に関する基準（第5条―第34条）</u> <u>第3款 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</u> <u>第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</u> <u>第1款 利用定員に関する基準（第37条）</u> <u>第2款 運営に関する基準（第38条―第50条）</u> <u>第3款 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</u> 第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条―第61条） <u>附則</u> 第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に

第3条 (略)

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 (略)

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 (略)

関する基準

第1節 総則

第3条 (略)

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数を20人以上とする。

2 (略)

第2款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 (略)

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保

育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2～5 (略)

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

第34条 (略)

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2～5 (略)

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

第34条 (略)

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育

第3款 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育

・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 （略）

2 （略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」

・保育給付認定子ども（特別利用保育を受けるものを除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 （略）

2 （略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」

とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 （略）

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 （略）

とする。

第3節 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 （略）

第2款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 （略）

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（1）及び（2）（略）

（3）当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する教育・保育給付認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 （略）

(利用者負担額等の受領)

第43条 （略）

2～5 （略）

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（1）及び（2）（略）

（3）当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する教育・保育給付認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号_____において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 （略）

(利用者負担額等の受領)

第43条 （略）

2～5 （略）

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

第50条 (略)

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

第52条 (略)

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

第50条 (略)

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

第52条 (略)

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

(趣旨)

第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

（1）電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用

に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者の
ファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供
を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、
特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファ
イルにその旨を記録する方法）

（２）磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法に
より一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製
するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

３ 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへ
の記録を出力することによる文書を作成することができるものでなけ
ればならない。

４ 特定教育・保育施設等は、第２項の規定により記載事項を提供しよ
うとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給
付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内
容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（１）第２項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用す
るもの

（２）ファイルへの記録の方式

５ 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・
保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法によ
る提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定
保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつ

てしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録）

第54条 特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に

規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援（同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（利用料及び特定費用の額の受領）

第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付）

第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、

領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りではない。

- 2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

(法定代理受領の場合の読替え)

第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し、」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等

利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村へ通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関

する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条—第21条） 第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条） 第3章 小規模保育事業 第1節 小規模保育事業の区分（第27条） 第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条） 第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条） 第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条） 第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条） <u>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</u> <u>第6章 雑則（第49条）</u> 附則 （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業	目次 第1章 総則（第1条—第21条） 第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条） 第3章 小規模保育事業 第1節 小規模保育事業の区分（第27条） 第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条） 第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条） 第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条） 第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条） <u>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</u> 附則 （保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業

者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（1）及び（2）（略）

（3）当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～4 （略）

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（1）及び（2）（略）

（3）当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～4 （略）

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2
第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) (略)

第6章 雑則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条の2
第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) (略)

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算するものとする。 2 (略)	(出産育児一時金) 第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算するものとする。 2 (略)

亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 1 条関係）
（亀山市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

改正後	改正前
（使用料） 第 1 1 条 （略） 2 使用料は、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者による<u>納付</u>の方法により、毎月徴収する。	（使用料） 第 1 1 条 （略） 2 使用料は、納入通知書又は口座振替_____ _____の方法により、毎月徴収する。

亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 2 条関係）
（亀山市公共下水道条例の一部改正）

改正後	改正前
（使用料の徴収） 第 2 4 条 （略） 2 使用料は、毎使用月にその使用月における公共下水道の使用について、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項</u>に規定する<u>指定納付受託者</u>による納付の方法により徴収する。 3 （略）	（使用料の徴収） 第 2 4 条 （略） 2 使用料は、毎使用月にその使用月における公共下水道の使用について、納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）<u>第 2 3 1 条の 2 第 6 項</u>に規定する<u>指定代理納付者</u>による納付の方法により徴収する。 3 （略）

亀山市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）
（亀山市水道事業給水条例の一部改正）

改正後	改正前
（徴収の方法） 第35条 管理者は、毎月納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2の3第1項</u>に規定する<u>指定納付受託者</u>による納付の方法により水道料金を徴収する。	（徴収の方法） 第35条 管理者は、毎月納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2第6項</u>に規定する<u>指定代理納付者</u>による納付の方法により水道料金を徴収する。

亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>亀山市下水道事業の設置等に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が経営する公共下水道事業<u>及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）</u>の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置の目的等) 第2条 (略) <u>2 農業集落における農業用排水の水質保全及び環境衛生の向上を図るため、農業集落排水事業を設置する。</u> <u>3</u> 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、<u>下水道事業</u>に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。 (経営の基本) 第3条 <u>下水道事業</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 (略) <u>3 農業集落排水事業の処理施設の名称、位置及び処理すべき区域は、</u>	<u>亀山市公共下水道事業の設置等に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が経営する公共下水道事業<u>（以下「公共下水道事業」という。）</u>の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置の目的等) 第2条 (略) <u>2</u> 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、<u>公共下水道事業</u>に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。 (経営の基本) 第3条 <u>公共下水道事業</u>は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 2 (略)

亀山市農業集落排水処理施設条例（平成１７年亀山市条例第１２４号）
別表第１に定めるとおりとする。

（重要な資産の取得及び処分）

第４条 法第３３条第２項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が２，０００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第５条 法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の２第８項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第６条 下水道事業の業務に関し、法第４０条第２項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が１００万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が５０万円以上のものとする。

（重要な資産の取得及び処分）

第４条 法第３３条第２項の規定により予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が２，０００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第５条 法第３４条において準用する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の２第８項の規定により、公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が１０万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第６条 公共下水道事業の業務に関し、法第４０条第２項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が１００万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が５０万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 (略)

(業務状況説明書類の作成)

第7条 市長は、公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 及び (2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、公共下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 (略)